

平成21年11月定例県議会付議案

議案第 1号 平成21年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第 6号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 7号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

国の緊急経済対策に伴い、県内の公共投資及び地域医療確保など重点課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活を実現し、及び確保するため、新たに基金を設置する等、所要の改正を行うものである。

（新たに設置する基金の概要）

| 名 称 | 設 置 目 的 |
|-------------------|---|
| 鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金 | 県内における公共投資を円滑に実施し、地域の活性化を図るための経費に充てること。 |
| 鳥取県地域医療再生基金 | 県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。 |

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正について（財源確保室）

県有地等に放置されている自動車の処理を引き続き円滑に行うため、今年度末までとなっている条例の失効期限を廃止し、期限を設けないこととする等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。
- ②主要な部分が破損している等一定の要件を満たす放置自動車は、自動車リサイクル法の規定による使用済自動車とみなして引取業者への引渡しを行うこととする。
- ③②によって処理されない放置自動車は、車名等を告示して、3月経過した日以後に使用済自動車とみなして引取業者への引渡しを行うこととする。

[公布施行]

議案第 9号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(福利厚生室)

船員保険法の一部改正に伴い、同法による保険給付の対象から除外された非常勤の船員を補償の対象に加えるものである。

[日本年金機構法の施行の日から施行]

議案第 10号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について (自治振興課)

農地法の一部改正により設けられた新たな権限のうち、既に一部市町に移譲している権限に付随して移譲すべき事項について、追加で移譲するものである。

(追加で移譲する権限)

- ①農業生産法人ではない企業等が、賃貸借又は使用貸借により農地の権利を取得する場合の許可等、農地の権利移動に関して新たに設けられた権限等
- ②公共施設（学校、病院等）への転用時に行う国又は都道府県との法定協議に関して新たに設けられた権限

(権限の移譲先)

上記①の権限の移譲先 → 鳥取市、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町及び北栄町（9市町）

上記② " → 鳥取市及び南部町（2市町）

[平成 22 年 1 月 1 日施行]

議案第 11号 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (障害福祉課)

障害者自立支援法の経過措置により、従前の例により運営することができるものとなっている知的障害者更生施設「鳥取県立鹿野かちみ園」及び「鳥取県立鹿野第二かちみ園」が、同法に基づく障害者支援施設に移行することに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成 22 年 1 月 1 日施行]

議案第 12号 鳥取県環境影響評価条例の一部改正について (環境立県推進課)

本条例の対象となる周辺環境に著しい影響を与える懸念がある一定規模以上の事業について、引き続き事前に適正な環境保全措置をとることを可能とするため、本条例の失効規定（平成 21 年 12 月 31 日まで）について所要の改正を行うものである。

(概 要)

条例附則部分の失効規定を廃止し、新たに条例改正後 10 年経過後（平成 31 年 12 月末）を目途に再検討するための規定を設ける。

[公布施行]

議案第 13号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について (循環型社会推進課)

日野町が、本条例に相当する条例（環境美化を目的とし、空き缶等をみだりに投棄することを禁止する条例）を制定し、環境美化の促進に取り組んでいることにかんがみ、日野町の区域について本条例の規定を適用しないこととするものである。

[公布施行]

議案第14号 鳥取県都市公園条例の一部改正について（公園自然課）

指定管理者が管理する都市公園において、新たな公園施設の設置等に際して、利用者の利便に支障を生じないようにするため、当該公園施設について、都市公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定して、公園施設の管理に関する業務を行わせることができるようにするものである。

[公布施行]

議案第15号 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正について（くらしの安心推進課）

ふぐ処理師試験の受験資格について、ふぐ取扱い営業の認証施設でふぐ調理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事している者も、処理等の知識及び技能が十分であることに鑑み、新たに受験資格者として盛り込むほか、受益と負担の公平確保を図るため、既存のふぐ処理師免許等の書換交付及び再交付に係る手数料を引き上げるものである。

（概要）

- ・ふぐ処理師試験の受験資格に、「中学校を卒業した者等で、ふぐ取扱い営業の認証施設でふぐ調理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事している者」を加える。
- ・ふぐ処理師免許及びふぐ取扱い営業認証書に係る書換交付及び再交付に係る手数料を引き上げる。

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|-------------------------------------|--------|-------|---------|
| | | 現 行 | 改正後 |
| ア ふぐ処理師免許証の書換交付 | 1 件につき | 960 円 | 1,700 円 |
| イ ふぐ処理師免許証の再交付 | 1 件につき | 960 円 | 1,700 円 |
| ウ ふぐ取扱い認証書の書換交付 (オの書換交付を除く。) | 1 件につき | 960 円 | 1,700 円 |
| エ ふぐ取扱い認証書の再交付 | 1 件につき | 960 円 | 1,700 円 |
| オ 認証業者の地位を承継した者に係るふぐ取扱い 認証書の書換交付 | 1 件につき | 960 円 | 1,700 円 |

[平成22年4月1日施行]

議案第16号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

県営住宅の設置及び管理に関し、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①岩美町へ県営住宅大谷団地を無償譲渡することに伴い、所要の改正を行う。
- ②県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、犯罪被害者等を加える。

[平成22年1月1日施行ほか]

議案第17号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、新たに行うこととなる証明書交付等の事務について、手数料を徴収する等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|---|--------|-------|
| 電気工事業に係る建設業の許可を受けた者が電気工事業を開始したことを届け出た旨の証明書の交付 | 1 件につき | 650 円 |
| 訪問介護職員養成研修の研修修了証明書 | | |
| 研修修了証明書の交付 | 1 件につき | 650 円 |
| 研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付 | 1 件につき | 420 円 |

| | | |
|-------------------------|-------|---------|
| 認知症介護実践者等研修の受講料等 | | |
| 認知症対応型サービス事業管理者研修 | 1件につき | 1,000円 |
| 認知症対応型サービス事業開設者研修 | 1件につき | 1,300円 |
| 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 | 1件につき | 1,300円 |
| 認知症介護実践者研修 | 1件につき | 12,000円 |
| 認知症介護実践リーダー研修 | 1件につき | 36,000円 |
| 研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付 | 1件につき | 420円 |

引下げ

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|---|-------|---------|---------|
| | | 現 行 | 改正後 |
| 介護サービス情報の調査事務手数料 | | | |
| 訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護 | 1件につき | 35,600円 | 21,600円 |
| 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 | 1件につき | 35,600円 | 21,600円 |
| 訪問看護、介護予防訪問看護、これらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護 | 1件につき | 35,600円 | 21,600円 |
| 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション | 1件につき | 35,600円 | 21,600円 |
| 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 | 1件につき | 35,600円 | 21,500円 |
| 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、これらの介護サービスと一体的に行われる指定療養通所介護 | 1件につき | 35,600円 | 21,500円 |
| 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のうち有料老人ホームに係るもの | 1件につき | 41,900円 | 27,600円 |
| 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のうち軽費老人ホームに係るもの | 1件につき | 41,900円 | 27,600円 |
| 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のうち適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの | 1件につき | 41,900円 | 27,600円 |
| 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売 | 1件につき | 35,600円 | 19,500円 |
| 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1件につき | 35,600円 | 22,200円 |
| 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 | 1件につき | 35,600円 | 22,200円 |
| 居宅介護支援 | 1件につき | 35,600円 | 18,200円 |
| 介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 1件につき | 41,900円 | 29,700円 |
| 介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のうち介護老人保健施設に係るもの | 1件につき | 41,900円 | 29,700円 |
| 介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のうち介護老人保健施設に係るもの以外のもの | 1件につき | 41,900円 | 29,700円 |
| 実務経験者に対する2回目以降等の介護支援専門員更新研修に係る受講料 | 1件につき | 21,000円 | 12,200円 |

[平成22年4月1日施行]

議案第18号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（警察本部会計課）

人事院規則の一部が改正され、皇族の側近警衛の作業につき支給される身辺警護手当の支給区分が見直されたことに鑑み、これと同様の改正を行うほか、所要の改正を行うものである。

（概要）

①身辺警護手当の引上げ

・皇族の側近警衛作業につき支給される身辺警護手当について以下のとおり改定する。

| | | |
|-----|-----------------------------------|---------|
| 現 行 | 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛の作業に従事したとき | 1,150 円 |
| | 皇族（上記を除く）の側近警衛の作業に従事したとき。 | 640 円 |

↓

| | | |
|-----|--|---------|
| 改正後 | 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛及び皇族の側近警衛のうち人事委員会が定めるものの作業に従事したとき | 1,150 円 |
| | 皇族（上記を除く）の側近警衛の作業に従事したとき。 | 640 円 |

②夜間特殊業務手当の支給対象者の明確化

・夜間特殊業務手当の支給対象者が交替制又は駐在制の警察職員であることを条例において明らかにする。

[公布施行]

議案第19号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部会計課）

運転免許証の偽造防止等を図るため、IC カード免許証（運転免許証の電磁的方法による記録をいう。）を導入することに伴い、運転免許証に係る手数料の額を引き上げるものである。

（手数料の概要）

引上げ

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|-----------|--------|---------|---------|
| | | 現 行 | 改正後 |
| 運転免許証の交付 | 1 件につき | 1,650 円 | 2,100 円 |
| 運転免許証の再交付 | 1 件につき | 3,200 円 | 3,650 円 |
| 運転免許証の更新 | 1 件につき | 2,100 円 | 2,550 円 |

[平成22年1月31日施行]

議案第20号 財産を無償で貸し付けること（鳥取東高等学校進入路）について（教育環境課）

相 手 方：鳥取市

貸 付 財 産：普通財産

| 種 類 | 所在地 | 数 量 |
|-----|---------------------|-----------------------|
| 土 地 | 鳥取市立川町五丁目 179 番ほか4筆 | 246.71 m ² |

貸 付 期 間：平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第21号 財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）についての議決の一部変更について
 （畜産課）

放牧事業の弾力的運用を図るため、鳥取放牧場内において新たに整備した堆肥舎（平成21年7月31日完成）を財団法人鳥取県畜産振興協会に対して追加して無償貸付を行うものである。

（変更の概要）

| 変更前 | | | 変更後 | | |
|----------------------|----------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------------|--------------------------|
| 種類 | 所在地 | 数量 | 種類 | 所在地 | 数量 |
| 建物 看視舎ほか （21棟） | 鳥取市越路字 蓬谷、上大平 及び狼谷地内 | 6,986.345 m ² | 建物 看視舎ほか （22棟） | 鳥取市越路字 蓬谷、上大平及 び狼谷地内 | 7,617.745 m ² |

議案第22号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅大谷団地）について（住宅政策課）

相手方：岩美町

譲渡財産：普通財産

| 名称 | 所在地 | 種類 | 数量 |
|----------|----------------|----|----------------------------------|
| 県営住宅大谷団地 | 岩美郡岩美町 大字大谷 | 土地 | 13,867.66 m ² |
| | | 建物 | 3,842.96 m ² (25棟50戸) |

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、岩美町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡するものである。

議案第23号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について（文化財課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、公有化年次計画に基づき、本年度中に追加して用地を取得するものである。

（変更の概要）

相手方：変更前 鳥取市個人 ほか10名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか20名

譲渡財産：下表のとおり

| 変更前 | | | | 変更後 | | | |
|-------------------------|----|--------------------------|--------------|-------------------------|----|--------------------------|--------------|
| 所在地 | 種類 | 数量 | 取得予定価格 | 所在地 | 種類 | 数量 | 取得予定価格 |
| 鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか14筆 | 土地 | 14,499.37 m ² | 166,987,985円 | 鳥取市青谷町青谷字上寺地4204番3ほか27筆 | 土地 | 30,947.37 m ² | 346,049,871円 |

議案第24号 工事代金の未払に係る和解について（道路建設課）

和解の相手方：日野町 企業

和解の要旨：県は、工事代金の未払金1,963,500円を和解の相手方に支払う。

概要：平成20年度汗入2期及び4期地区農免農道工事（倉谷5工区）（補助）において、和解の相手方と平成20年7月に当初契約を、平成20年12月に変更契約を締結したが、変更契約に県が指示した工事内容の一部が盛り込まれておらず代金の未払が発生したものである。

議案第25号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成22年度宝くじ発売総額：55億円以内

（平成21年度宝くじ発売議決額：55億円以内）

議案第26号 平成20年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

歳入 348,514,346千円

歳出 336,925,103千円

差引 11,589,243千円

翌年度に繰り越すべき財源 3,150,403千円

実質収支 8,438,840千円

各特別会計決算額総計

歳入 98,157,675千円

歳出 96,689,823千円

差引 1,467,852千円